

## 柴又観光まちづくり検討会傍聴規程（案）

令和 3 年 月 日  
会 長 決 定

## （目的）

第 1 条 この規程は、柴又観光まちづくり検討会設置要綱（令和 3 年 11 月 17 日付け 3 葛産観第 166 号区長決裁）第 10 条の規定に基づき、柴又観光まちづくり検討会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## （会議の公開）

第 2 条 柴又観光まちづくり検討会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、会長が、公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げるおそれがあると認めた場合は、この限りでない。

## （傍聴人の定員）

第 3 条 傍聴人の定員は、会長が定める。  
2 傍聴の申込者が定員を超えたときは、抽選により傍聴人を決定するものとする。

## （傍聴の手続）

第 4 条 傍聴人は、会議を傍聴しようとするときは、会議の開催される 15 分前までにその旨を検討会の事務局に申し出、指定の入口で傍聴人名簿にその住所及び氏名を記入しなければならない。

## （傍聴席に入ることができない者）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。  
(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者  
(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者  
(3) 酒気を帯びていると認められる者  
(4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

## （傍聴人の守るべき事項）

第 6 条 傍聴人は、次の事項を守り静穏に傍聴しなければならない。  
(1) 飲食又は喫煙をしないこと。  
(2) 携帯電話等の電源を切ること。  
(3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影又は録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(退室の命令)

第9条 会長は、この規程の規定に違反していると認められる傍聴人に対し、退室を命じることができる。

(傍聴人の退室)

第10条 前条の規定により退室を命じられた傍聴人は、速やかに退室しなければならない。この場合において、当該傍聴人は、当日再び会議を傍聴することはできない。

(会議開催の周知)

第11条 会議の開催については、広報かつしか等に掲載し周知するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和3年 月 日から施行する。